

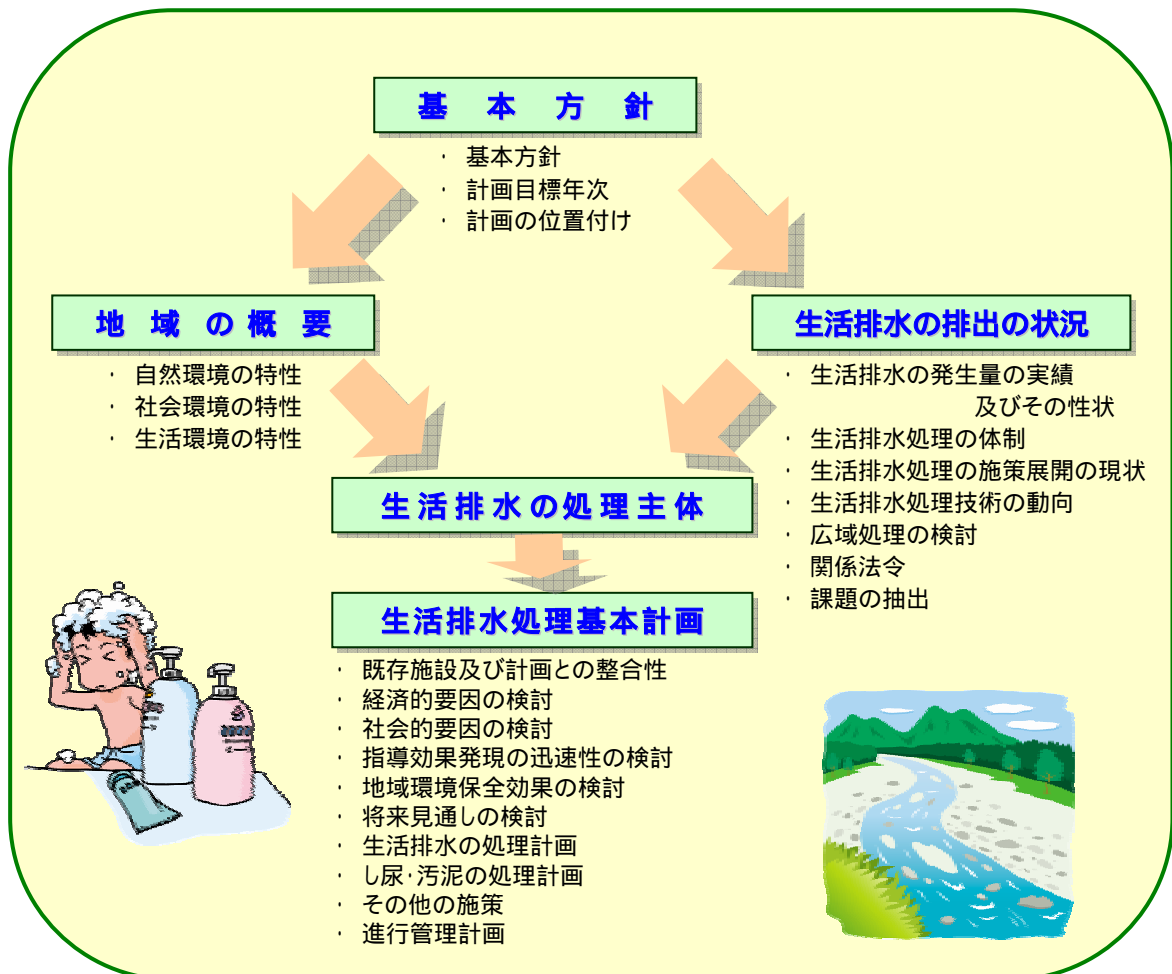
生活排水処理基本計画の策定

◆ 生活排水処理基本計画の位置付け

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の第1項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。
- 生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的な視点に立って、計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針であり、生活排水の排出抑制及び生活排水の発生から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。
- 生活排水処理基本計画は、10年～15年の長期的視点に立った生活排水処理の基本となる計画と、この生活排水処理基本計画に基づき各年度ごとに、生活排水の排出、収集、運搬、処理、処分を定める生活排水処理実施計画から構成されます。

◆ 生活排水処理基本計画の策定の手法

- 生活排水処理基本計画は大きく分けて次に示す5つの構成で策定します。



◆ 生活排水処理基本計画

市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥などの処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

◆ 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設整備の基本方針を定めるには、市町村の特性等と各種生活排水処理施設の特徴等を十分に勘案しなければなりません。

- 人口の密集地域においては、集合型処理施設を整備します。このため、公共下水道、農漁林業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等の施設の特徴をよく分析し、適切な施設の配置により処理します。
- 集落の形態をなしていない分散して立地している家屋については、各戸又は共同で合併処理浄化槽により処理します。
- 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換の指導等を検討しなければなりません。
- 今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて、下水道、コミュニティ・プラント又は合併処理浄化槽の整備を行います。

◆ 社会的要因の検討

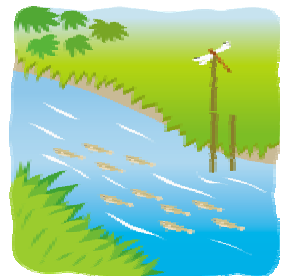
実際に処理施設の選定を行うに当たっては、社会的要因への配慮が重要であり、特に住民の合意形成の問題が大きな比重を占めるものと考えられます。

仮に、個別処理よりも集合処理の方が経済的である地域についても、地域のすべての合意が容易には得られない場合があり、このような地域において住民の水洗化の要望が強く、生活雑排水対策の緊急性が高い場合などは、順次個別の合併処理浄化槽の整備を推進することが効果的です。

住民の合意形成が比較的容易な場合には、コミュニティ・プラントなどが有用であると考えられます。

◆ 地域環境保全効果の検討

処理施設における処理水質レベルのみならず、個別処理の場合は、処理施設から直接処理水が水路や河川に放流されるため、それらの水域での自然浄化能力を十分に活用できる点にも配慮しなければなりません。そのことは、地域の河川や水路の水量確保にも役立ち、身近なうるおいのある生活環境を呼び戻す効果も期待できます。



ともに歩む環境スペシャリスト

「いま」と「みらい」、「ひと」と「ひと」とを紡ぐ

コミュニケーションパートナー



株式会社 日本環境工学設計事務所

JAPAN ENVIRONMENTAL ENGINEERING CONSULTANT

電話 03(3265)0551(代)

FAX 03(3265)0550

Eメール tokyo@jeec.co.jp

URL <http://www.jeec.co.jp>